

# 「インターンシップ多様化・拡大等推進事業運営業務」の委託に関する企画コンペ実施要領

平成30年 6月 8日

宮崎県産業政策課

平成30年度に宮崎県が実施する「インターンシップ多様化・拡大等推進事業運営業務」に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画コンペを実施する。

## 1 目的

本県の地域の強みを生かした基幹産業として、今後の成長が期待できる4分野（フードビジネス、医療機器、輸送機器、木材・バイオマス）をはじめとする県内の中小企業を対象に、全国の多様なインターンシッププログラムの作成・提供及び受入マニュアルの作成に取り組むことで受入企業の拡大を図るとともに、中核人材を育成することを目的とした課題解決型インターンシップと、広く県内定着を促進することを目的としたオムニバス型インターンシップを実施し、安定した良質な雇用の創出を図ることを目的とする。

## 2 委託業務の概要

別紙「インターンシップ多様化・拡大等推進事業運営業務」業務委託仕様書のとおり。

## 3 委託期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

## 4 委託契約額の上限

5,421,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

## 5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者と見なす。
- (4) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者。
- (5) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。

## 6 企画コンペ方法

### (1) 事前説明会

平成 30 年 6 月 12 日（火）午前 10 時から 県庁 1 号館 4 階 総合政策部会議室

企画コンペに参加しようとする者は、原則として事前説明会に参加すること。

なお、出席者はあらかじめ別紙様式 1 参加申込書をファクシミリにて提出すること。

### (2) 提出資料

① インターンシップ多様化・拡大等推進事業運営業務企画提案書（様式 3） 1 部

② 企画書 6 部（A 4 版）

③ 見積書及び見積明細書 6 部

（ア）業務委託の積算内容が分かるように記載すること。

（イ）宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

④ 業務スケジュール 6 部

⑤ 会社概要（既存のもの） 6 部

⑥ 業務実績（過去 3 年以内の地方公共団体との契約実績） 6 部

### (3) 企画書の提出期限

平成 30 年 6 月 27 日（水）午後 5 時まで（必着）

### (4) 選定方法

直接プレゼンテーションによる審査方式とし、提出された企画案について下記の点を総合的に審査の上、決定する。

- ・ 企画提案内容
- ・ 本業務の実施に必要な組織体制
- ・ 計画的な業務スケジュール
- ・ 見積金額（費用積算内訳）

### (5) その他

① 本要領に関する疑義は、質問書（様式 2）をファクシミリ、電子メール又は持参により、平成 30 年 6 月 18 日（月）正午まで受け付ける。ファクシミリの場合は、送信の事前・事後に必ず電話確認を行うこと。

② 提出された資料は返還しない。

③ 企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。

④ 採用された企画書は、協議の上、変更することがある。

⑤ 選考結果については、全参加業者に文書にて通知する。

⑥ 決定した業者と業務打合せを行い、委託契約を締結する。なお、契約手続に要する費用は業者負担とする。

⑦ 提案書等は提案者 1 者につき 1 提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、引き替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。

⑧ 虚偽の記載をした提出書等は、無効とする。

⑨ 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。

⑩ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなく

なった者が提出した提案書等は、無効とする。

## 7 日程

- (1) 実施公告 平成30年6月8日(金)
- (2) 事前説明会参加申込締切 平成30年6月11日(月)午後5時まで
- (3) 事前説明会 平成30年6月12日(火)10時から 県庁1号館4階 総合政策部会議室
- (4) 質問書提出締切 平成30年6月18日(月)正午まで
- (5) 企画書等提出期限 平成30年6月27日(水)午後5時(必着)
- (6) プレゼンテーション 平成30年7月3日(火)午前9時30分から
- (7) 選定結果通知 平成30年7月上旬(予定)

## 8 契約の締結

### (1) 契約締結の手続きについて

ア 審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は、契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則(昭和39年規則第2号)に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。

イ 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

### (2) 契約保証金について

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

### (3) 委託費の支払いについて

委託業務の完了後に精算払いにより支払う。

## 9 担当課(書類の提出先及び問い合わせ先)

宮崎県総合政策部産業政策課産学官連携推進担当(担当:白坂、増田)

所在地 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-26-7967(直通)

FAX 0985-26-0047

E-mail [shirasaka-naoyuki@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:shirasaka-naoyuki@pref.miyazaki.lg.jp)